

国民年金保険料を社会保険料控除として申告 する際は「社会保険料（国民年金保険料）控除 証明書」等の添付をお忘れなく！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付等しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から昨年の11月上旬に送付されています。証明内容は昨年1月1日から10月2日までに納付された国民年金保険料額と、10月3日から12月31日までに納付が見込まれる場合の納付見込額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、昨年10月3日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、国民年金保険料は被保険者本人だけでなく、世帯主は世帯員の保険料を、配偶者は他方の配偶者の保険料を連帯して納付する義務があります。生計を同一とすご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります。



【控除証明書に関するお問い合わせ先】

控除証明書専用ダイヤル

TEL 0570-00-9911

（平成19年3月16日までの平日9時から17時まで）

※IP電話等の方は TEL 045-326-1840